

## 伊勢市国民保護協議会傍聴要領(案)

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をして、会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴定員等について

- (1) 傍聴の定員は、原則10名とします。ただし、会場の容量によって、定員を増やす場合があります
- (2) 傍聴者には、会議資料を配付します。ただし、会議資料のうち内容が詳細となっている資料については供覧とする場合があります。

### 3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、4の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

### 4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒または喫煙しないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 附 則

この要領は、平成18年7月 日から施行する。